

美術品補償制度部会における審議状況と今後の課題について

1. これまでの審議状況について

○第2期美術品補償制度部会における答申状況

第2期美術品補償制度部会は、展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成23年法律第17号）第12条第2項の規定により審議会の権限に属させられた事項として、展覧会のために借り受けた美術品の損害を政府が補償する契約を展覧会の主催者と締結することについての適否を審議している。

今期は申請のあった展覧会6件について、途中取下げの1件を除く下表5件について、契約を締結することが適当である旨の答申を得ている。

	展覧会名	主催者名	開催期間
1	国立トレチャコフ美術館所蔵 レーピン展	Bunkamura サ・ミュージアム 浜松市美術館 姫路市立美術館 神奈川県立近代美術館 株式会社アートインフレーション	・平成24年 8月 4日～10月 8日 ・平成24年10月16日～12月24日 ・平成25年 2月16日～ 3月30日 ・平成25年 4月 6日～ 5月26日
2	リヒテンシュタイン 華麗なる公爵家の秘宝	国立新美術館 高知県立美術館 京都市美術館 朝日新聞社・東映	・平成24年10月 3日～12月23日 ・平成25年 1月 5日～ 3月 7日 ・平成25年 3月19日～ 6月 9日
3	特別展 中国 王朝の至宝	東京国立博物館 神戸市立博物館 名古屋市博物館 九州国立博物館 NHK・NHK フォーモーション 毎日新聞社	・平成24年10月10日～12月24日 ・平成25年 2月 2日～ 4月 7日 ・平成25年 4月24日～ 6月23日 ・平成25年 7月 9日～ 9月16日
4	ラファエロ	国立西洋美術館 読売新聞社	・平成25年 3月 2日～ 6月 2日
5	フランス・ベーコン展	東京国立近代美術館 豊田市美術館 日本経済新聞社	・平成25年 3月 8日～ 5月26日 ・平成25年 6月 8日～ 9月 1日

2. 今後の課題について

- 引き続き、補償契約の締結に関する審議を行う。
- 補償契約約款の改定を踏まえるとともに、美術品補償制度の適切かつ円滑な運用に向け、審査方法等の改善を進める。